4．歴史文化

（1）現状

①歴史文化資源の現状

・本市には、国指定史跡（古市古墳群、国府遺跡）、神社仏閣（葛井寺、辛國神社、道明寺、道明寺天満宮、伴林氏神社ほか）、旧街道等（東高野街道、長尾街道、葛井寺周辺の歴史的まちなみ、道明寺天満宮から石川河川公園周辺のまちなみ等）があり、歴史文化資源が豊富です。

・藤井寺駅、土師ノ里駅、道明寺駅がそれぞれ歴史文化資源の玄関口となっています。

鍋塚古墳

藤井寺駅南側の状況

道明寺駅前の状況

図　歴史文化資源と歴史文化資源の玄関口となっている駅周辺

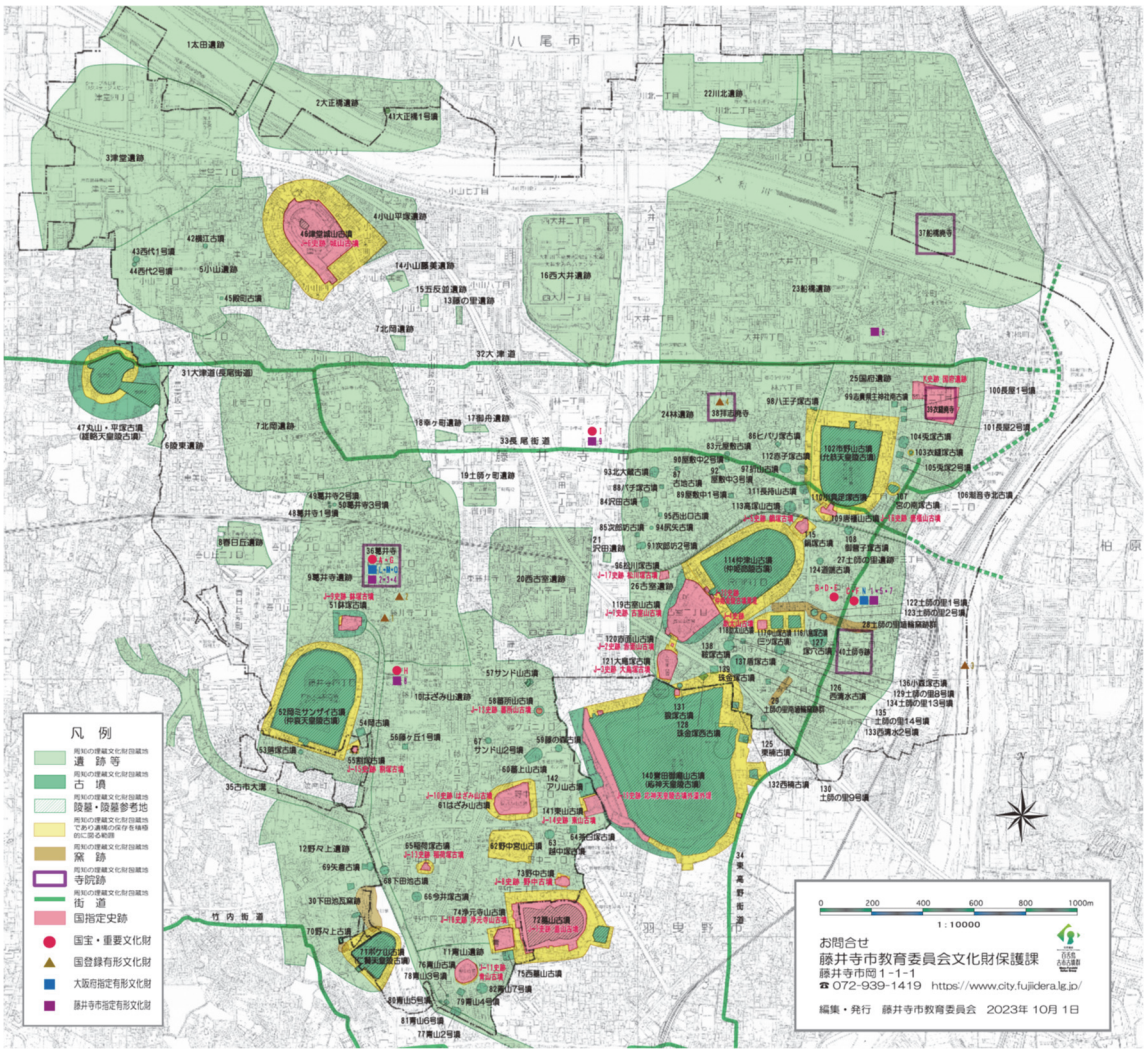

図　藤井寺市文化財分布図（埋蔵文化財包蔵地を含む）

②世界遺産登録

・令和元（2019）年 7 月に大阪府初の世界遺産として、本市と羽曳野市の古市古墳群が堺市の百舌鳥古墳群とともに世界遺産に登録されました。

ア　史跡地の保全と各種整備の取組

・平成 26（2014）年 3 月に国史跡古市古墳群保存管理計画を策定し、基本方針と各史跡の保存管理の考え方を示しました。また、平成 30（2018）年 3 月には、史跡古市古墳群整備基本計画（第 1 次）を策定し、墳丘の保存整備や散策路の整備等を、羽曳野市とも協調しながら進めています。

・令和 4（2022）年度に国史跡古市古墳群保存活用計画の改訂版を策定し、令和 5・6（2023・2024）年度史跡古市古墳群整備基本計画(第 2 次）を策定しました。

イ　高度地区・景観地区等の導入

・平成 28（2016）年 1 月から、古市古墳群周辺の市街地を対象に、建築物の高さを規制する高度地区、建築物の形態意匠を規制する景観地区を新たに導入しました。あわせて、大阪府屋外広告物条例による規制強化にも取り組んでいます。

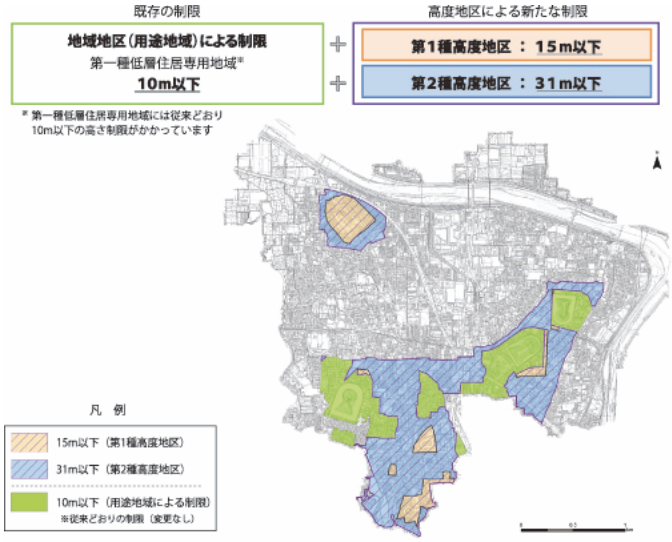

図　高度地区図

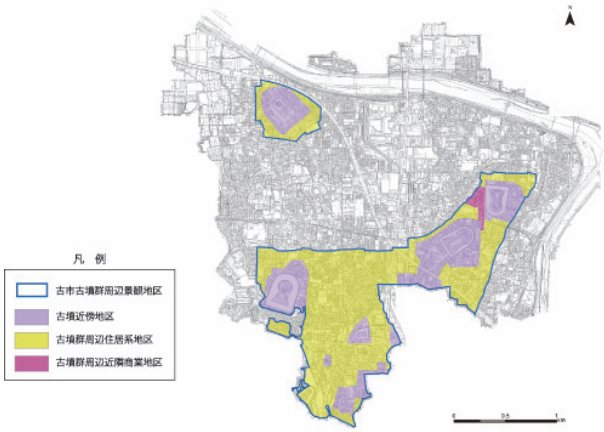

図　景観地区図

出典：都市計画図、藤井寺市景観計画

図　古市古墳群ウォーキングマップ

③その他、歴史文化に関連するまちづくりの取組

ア　駅周辺のまちづくりの動き（再掲）

・道明寺駅周辺地区では住民等によって地区や商店街、協議会等が設立され、にぎわいや安全性・歴史性に配慮した魅力ある歴史的な雰囲気を活かしたにぎわいあるまちづくりに取り組んでいます。

イ　歴史文化関係の市民団体の活動

・「藤井寺市観光ボランティアの会」は、平成 17（2005）年に設立され、現在 70 数名の会員で活動しています。市と近郊の史跡、寺社、文化財などのガイドを行う他、小学校の世界遺産学習フィールドワークへの協力、世界遺産の登録された古市古墳群の普及啓発活動にも取り組んでいます。

・「まなリンク協議会」は、平成 26（2014）年に設立され、市民や来訪者にまちの魅力を伝え、そして、まちが活性化していくことを願い、市で事業を展開する事業者や市民ボランティアが主体となり活動しています。藤井寺の地域資源（寺・神社・古墳など）を活かした取組（辛國神社星まつり燈火会ライトアップ等）を実施しています。

（2）都市づくりへの市民意識等

①市民意識調査による結果

ア　歴史文化資源を活かしたまちづくり

・歴史文化資源を活かしたまちづくりについて、特に重視すべきものは「古い民家などを改修しおしゃれな店舗などに転用するための環境整備」、「古墳やお寺などの歴史文化資源をめぐって楽しめるようなルートの整備・誘導」が、多く挙げられました。

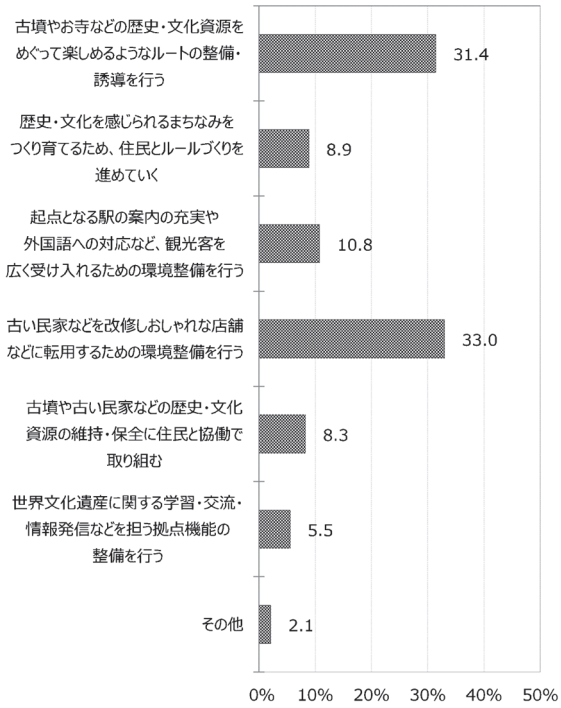

（3）課題

①世界遺産都市にふさわしいまちの魅力づくりが必要です

・令和元（2019）年に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されたことを踏まえ、それらを保全し活用した市の魅力づくりを進めていくことが必要です。

・文化財関連の整備活用とも連携しつつ、重点的なエリア等における歴史と調和した市街地の魅力づくりなどが必要です。

・古墳群との調和を目的とした景観地区の導入など景観施策の成果を踏まえつつ、さらなるまちの魅力向上を図ることが必要です。

②歴史文化資源を活かしたまちづくり活動が必要です

・本市の個性である歴史文化資源を活かし、市民や事業者、ボランティア団体などと連携しながら観光・交流の活性化、まちづくりへの活用を図ることが重要です。

③回遊ルートにおける魅力ある空間づくりが必要です

・歴史文化資源の回遊ルートについては、沿道空間づくり（景観等のルール、地域との協働・共創によるまちづくりなど）を進めていくことが必要です。

④観光・にぎわいの起点となる場所の空間整備や歴史文化を感じられるまちづくりが必要です

・鉄道駅は古墳群や歴史文化資源の玄関口でもあり、駅周辺は来訪者をもてなす空間整備と合わせ、周辺にある歴史文化資源の保全・活用とも連携して、歴史文化が感じられるまちづくりが必要です。

5．みどり・環境

（1）現状

①公園・緑地の状況

・令和 5（2022）年度末の都市公園は 30 箇所、うち都市計画公園は 5 箇所整備されており、人口一人あたり都市公園整備面積は 0.99 ㎡／人で、都市公園法施行令で定める 5 ㎡／人を大きく下回ります。

・都市公園等が近傍に少ない地域については、児童遊園やポケットパーク等が補完的に利用されています。

・古墳や神社仏閣の敷地内にも豊かな緑が形成されており、緑の空間としての役割を果たしています。

図　古墳や神社仏閣のみどり

②農地の状況

・藤井寺市の農地は 27ha（令和 2（2020）年農林業センサス　経営耕地面積）となっています。

・市街化区域には、生産緑地地区が 131 地区、面積約 19.71ha が指定（令和 7（2025）年 1 月末時点）されています。

・市街化調整区域にはまとまった農地が残されていますが、津堂・小山地区での（都）八尾富田林線の整備や土地区画整理事業、川北地区での（都）川北柏原線の整備によって農地の減少が予測されます。

・農地は、市街地内にあって、食料生産のみならず、生物の生息やヒートアイランド現象の緩和、水害における遊水や火災による延焼の防止、さらには体験学習や教育、景観形成など、緑のオープンスペースとして多面的な機能を有しています。

③河川・ため池の状況

・市の北側と東側の市域界に一級河川である大和川と石川が流れます。大和川に沿って一級河川落堀川が流れ、市の中央部には一級河川大水川が南北に流れ、それぞれ落堀川散策公園、大水川散策公園が整備されています。

・かつては市内に農業用水利用のため池が整備されていましたが、宅地化等によって多くが消失しています。

大水川散策公園

石川河川公園

図　河川沿いに整備された公園

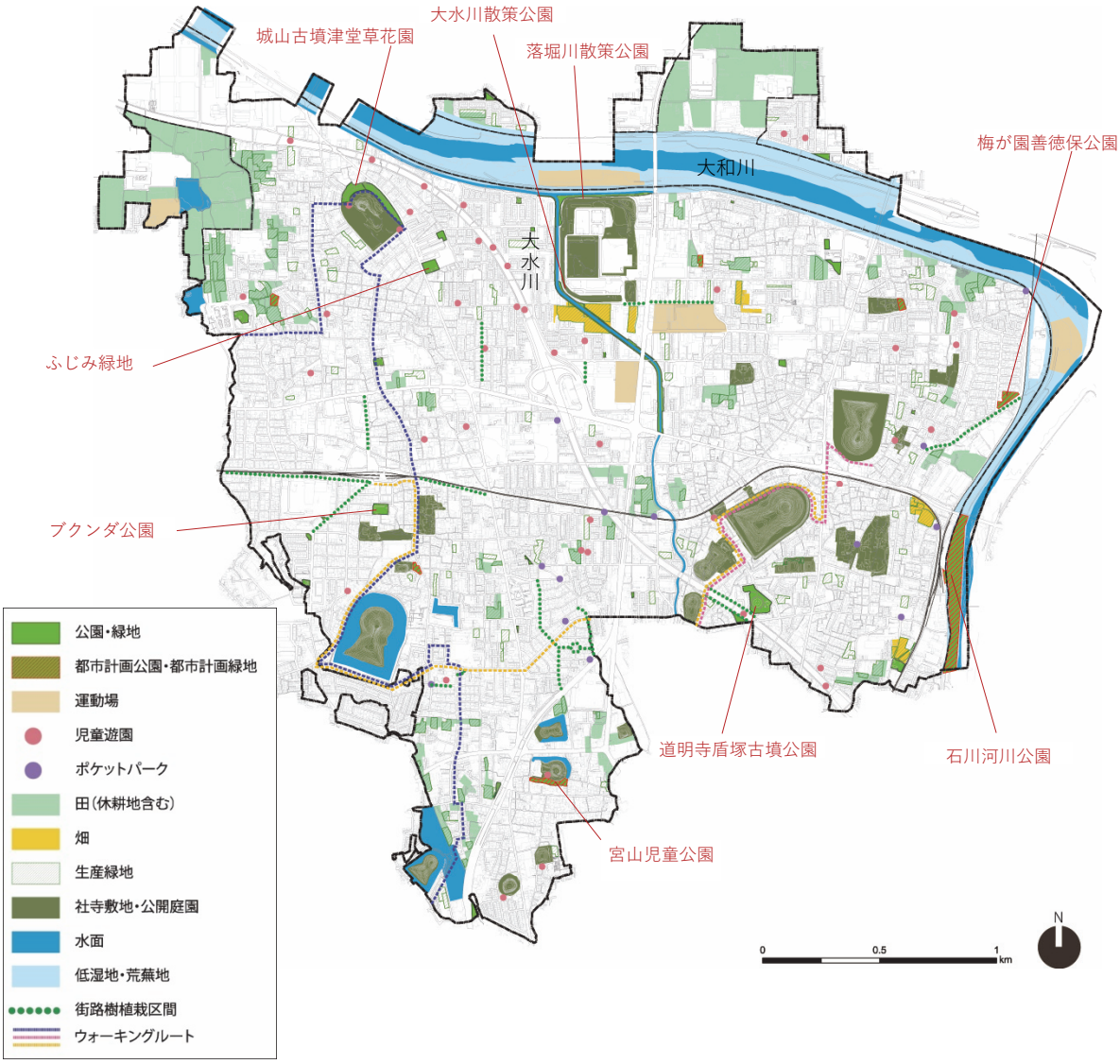

図　みどりの現況図

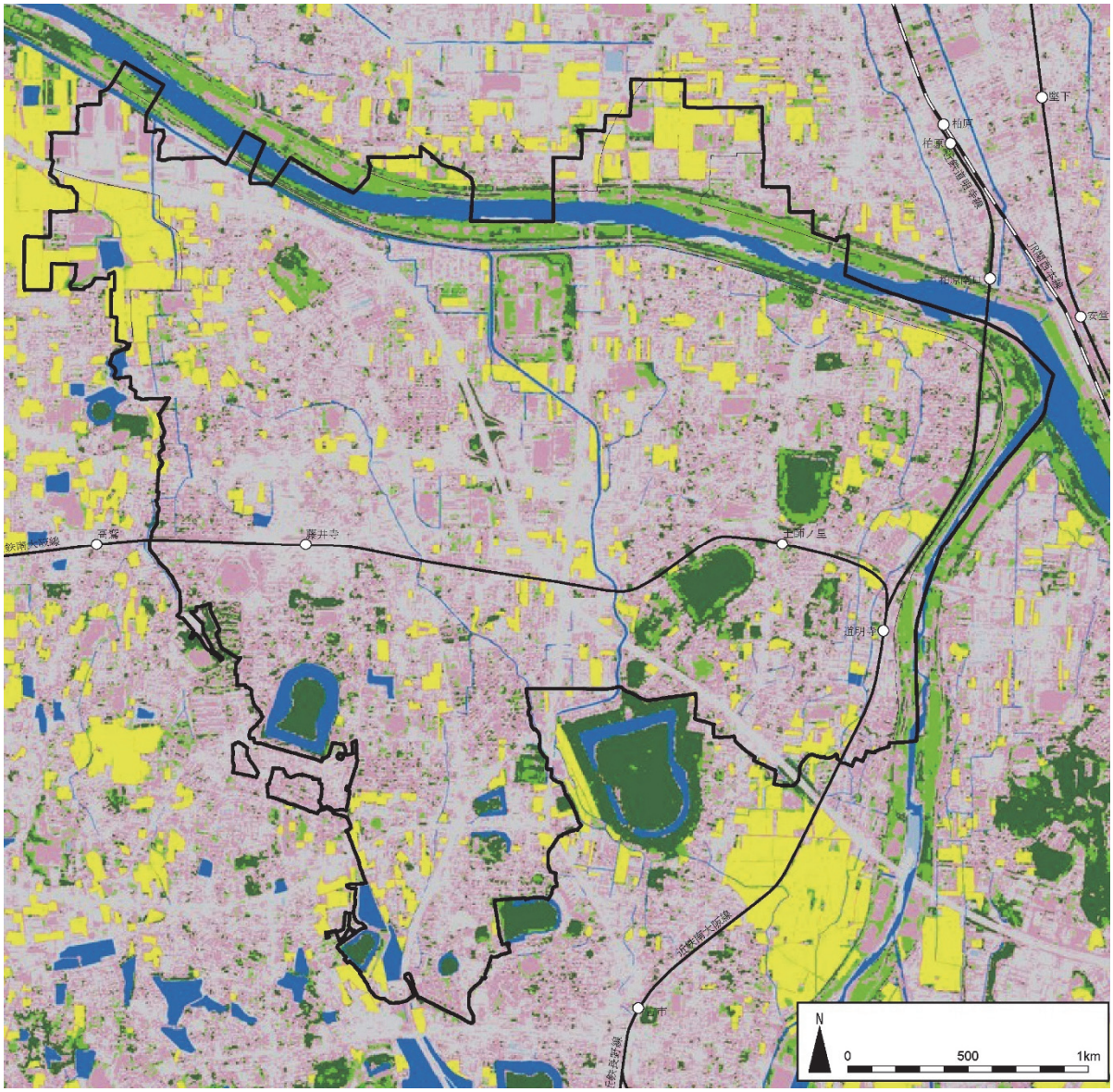

凡　例

- 緑被地（主に樹林地）
- 緑被地（主に草地）
- 農地
- 主に水面
- 非緑被地
- 解析できない範囲の樹林地
- 解析できない範囲の草地
- 解析できない範囲の非緑被地

図　緑被現況図

出典：近畿圏 緑被分布図データ（平成 20（2008）年、国土交通省都市・地域整備局）

緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（行政界・海岸線）、数値地図 5000（土地利用）、数値地図 2500（空間データ基盤）及び数値地図 25000（空間データ基盤）を使用したものです。（承認番号 平成 19 総使、第 451 号及び平成 20 業使、第 26 号）

衛星画像で解析できない範囲：元データ （株）デジタル・アース・テクノロジー 所有

衛星画像で解析できない範囲以外：元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution

（2）課題

①多様な世代の利用に配慮した公園やオープンスペース等の確保が必要です

・子育て世帯等の定住促進のためにも公園の整備を図っていくことが必要です。
・高齢者も含めた健康づくりのほか、在宅勤務の人や周辺の事業所で働く人達にとっての身近な憩いの場となるなど人々の多様なライフスタイルに対応した公園、オープンスペースの役割も考慮していく必要があります。

②公園・緑地に加え、農地、古墳やため池、小河川も含めたグリーンインフラの保全・創造とみどりのネットワーク形成が必要です

・一人あたり都市公園面積は少ないですが、一方で、古墳や神社仏閣等の緑が住宅地の緑ともあいまって、まち全体として緑豊かな市街地の印象を形成していることを踏まえ、都市公園・都市緑地に加えて、古墳・寺社・農地、街路樹、民地の緑等も含めたみどり空間を多様な緑の機能（生き物生息の場、地域コミュニティ活動の場、環境学習等の場など）を発揮するグリーンインフラとして捉え、その保全、創造とネットワークの形成が必要です。

③公園・緑地の維持管理と魅力づくりが必要です

・地域住民との協働・共創による維持管理、地域住民ニーズを取り入れた公園整備の取組や、身近なみどりを活かして地域への愛着を育むなど、地域の魅力を高めていく取組が必要です。

④民有地の緑化促進が必要です

・公的な緑の確保とあわせて、民有地の緑化の促進が重要となります。
・宅地の開発、良好な住宅地における敷地の細分化等によってみどりの消失も見られることから、景観施策等とも連携した保全、創出の方策が必要です。

⑤農地が持つ多様な機能の保全が必要です。

・農地については、農作物の生産だけでなく、都市における緑のオープンスペースとして、環境保全や景観、防災など多様な機能を持つ空間であることから保全を図っていくことが必要です。

6．都市防災

（1）現状

①地域防災計画の修正

・令和 3（2021）年 3 月に修正された地域防災計画においては、以下の観点から都市の防災機能の強化に取り組むこととしています。

〇国土強靭化の推進

・流域治水対策、建築物等の耐震化及び官庁施設の電力の確保等、激甚化する風水害や大規模地震等への対策、公共施設の予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、ＩＣＴを活用した災害対策等の国土強靭化に関する施策の実施

〇災害に強いまちづくりの推進

・延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の確保、火災等の災害から避難できる避難場所や備蓄倉庫の確保、避難場所となる公共施設の耐震化、民間建築物の不燃化・耐震化の推進

・老朽建築物等が密集する地域における準防火地域の運用、建築物の不燃化や耐震診断や改修の促進、建て替えに伴う狭あい道路の解消等によるまち全体の防災性の向上

〇防災空間の整備

・都市公園等の整備や、道路・緑道の整備、市街地緑化の保全の推進、災害時における農地の利活用の検討

〇都市基盤施設の防災機能の強化

・市、府及び近畿地方整備局による、公園、道路、河川等都市基盤施設に関する防災機能の整備

〇木造密集市街地の改善

・建物の不燃化や耐震化、建て替え促進とそれに伴うセットバック等による住宅地の防災性の向上、空き家の適正管理や農地等の活用の検討

〇ライフライン災害予防対策

・ライフラインや電気通信事業者による、各種災害による被害防止に備えた施設整備の強化と保全

②洪水浸水想定

・市の西側のエリアや古墳周辺を除き、市域の大部分が浸水想定区域に含まれています。

※各河川における想定

●大和川

12 時間総雨量 316mm

●石川

【本川】24 時間総雨量 724mm、1 時間総雨量 195.5mm

【支川】24 時間総雨量 1,008mm、1 時間最大雨量 111～146mm

●東除川・落堀川・大水川

24 時間総雨量 904.1mm、1 時間最大雨量 102.5mm

●寝屋川流域

1 時間雨量 138.1mm

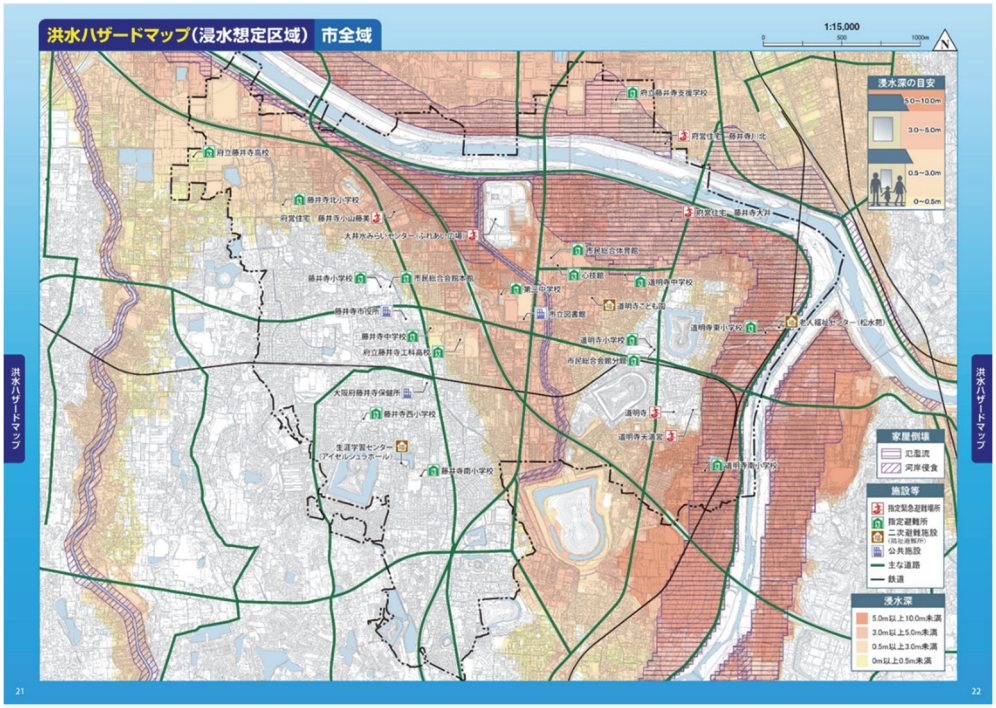

図　洪水ハザードマップ（浸水想定区域図）

出典：藤井寺市防災ガイドブック（令和 4 （2022）年 4 月作成）

（内水被害想定）

・市内各所で浸水が想定されており、特に近鉄道明寺線の西側や津堂・小山地区で浸水被害が大きくなることが想定されています。

※平成 24（2012）年 8 月 14 日、時間最大降水量 91mm、1 日降水量 125mm を想定

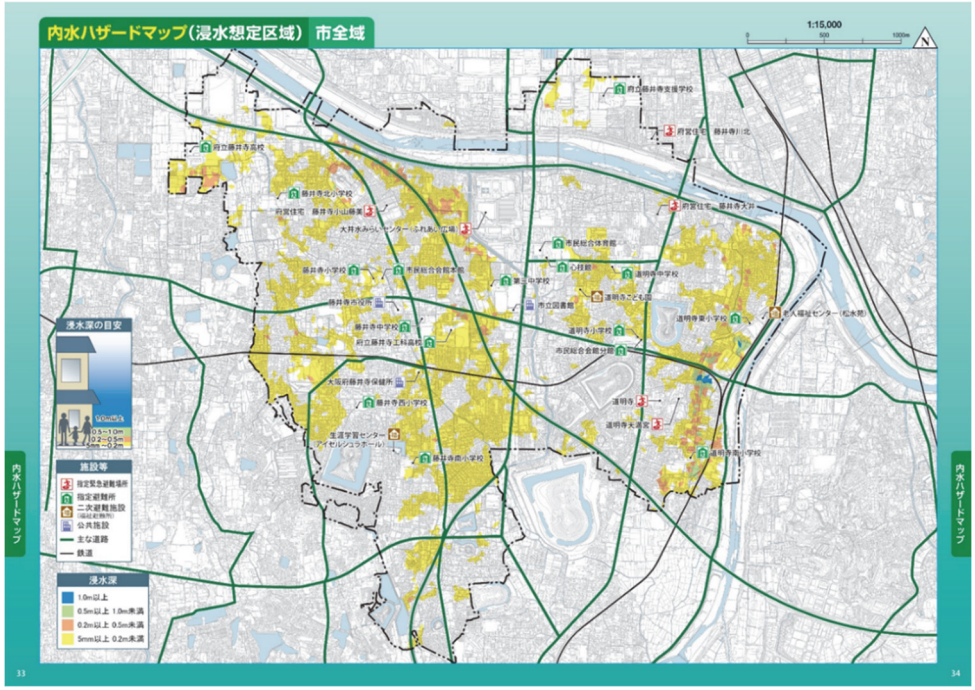

図　内水ハザードマップ（浸水想定区域図）

出典：藤井寺市防災ガイドブック（令和 4 （2022）年 4 月作成）

③避難施設の状況

・学校や運動場、その他公共施設等が地震や風水害に対応する一時避難場所、広域避難場所、指定避難所等として指定しています（市民総合会館分館は令和 5（2023）年度末をもって廃止）。

図　避難場所等位置図

出典：藤井寺市防災ガイドブック（令和 4 （2022）年 4 月作成）

（2）都市づくりへの市民意識等

①市民意識調査による結果

ア　災害に強いまちづくり

・災害に強いまちづくりについて特に重視すべきものは、「災害時の避難場所や、避難・救助などに役立つ緊急道路を確保する」、「災害ハザードマップを周知するなど、市民一人ひとりの防災意識をさらに高める」などが多く挙げられました。

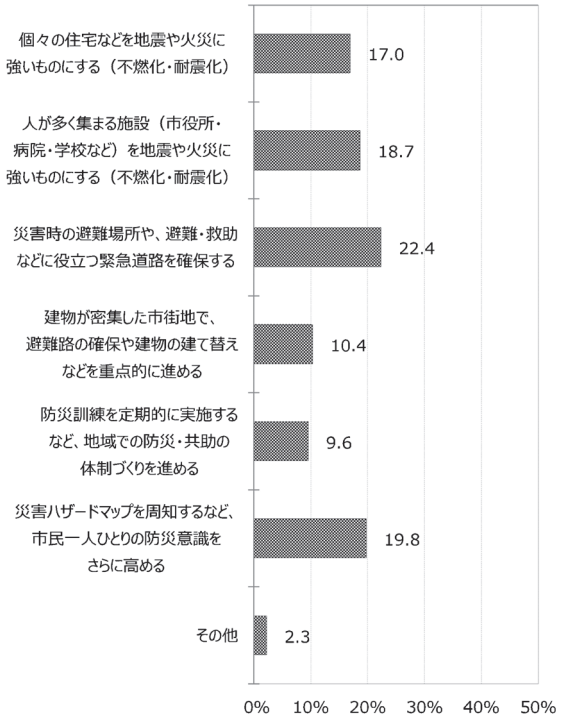

（3）課題

①災害に備えた都市基盤、市街地形成を図ることが必要です

・南海トラフ地震の発生が危惧され、台風やゲリラ豪雨といった自然災害が多発する中、引き続き、地域防災計画の修正や立地適正化計画の策定を見据えて、地震や水害などの災害に強いインフラ等の基盤整備、安全な市街地形成を進めていくことが重要です。

・特に主要な幹線道路については、緊急交通時の多重性・代替性の確保といった観点からも早期にネットワーク形成を図ることが重要です。

②木造家屋が密集する住宅地の防災性の向上が必要です

・木造家屋が密集する箇所においては、耐震改修促進等を進めていますが、建物の不燃化や建て替えによるセットバックの促進により、住宅地の防災性の向上を図っていくことが重要です。

・まちの防災性確保の観点からも空き家の適正管理を進めていくことが必要です。

・農地等の活用によるオープンスペースの確保等についても検討していく必要があります。

③自助・共助の取組を活かした防災まちづくりが必要です

・地区自治会単位での自主防災組織の組織化と並行しつつ、コミュニティレベルを基本とした防災まちづくりの必要性について周知啓発を行い、地域主体の災害に強い安全・安心・快適なまちづくりを進めていくことが重要です。

・市民一人ひとりの防災に関する意識の向上を図るため、自助レベルでの防災の取組を後押しする公助のあり方を検討していくことが必要です。